共立蒲原総合病院組合ESCO 事業

様式集

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用時期 | 様式番号 | 書類名 | 作成者 |
| 応募締切 | 第１号－１ | 質問書 | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－１ | 参加表明書 | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－２ | グループ構成表 | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－３ | 履行保証書 （任意提出） | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－４ | 企業状況表 | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－５ | 有資格技術職員内訳 | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－６ | 各役割の責任者業務実績表 | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－７ | ESCO 事業実績一覧表 | 事業者 |
| 資格確認申請時 | 第２号－８ | 宣誓書 （任意提出） | 事業者 |
| 資格確認受領時 | 第３号－１ | 参加資格審査申請書受領書 | 事業者・組合 |
| 参加資格確認時 | 第３号－２ | 提案要請書 | 組合 |
| 随時 | 第４号－１ | 提案辞退届 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第５号－１ | 提案書提出届 | 事業者 |
| 提案書提出 | 記載例１ | 提案書表紙の記載方法 | 事業者 |
| 提案書提出 | 記載例２ | 提案書類の体裁 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第５号－２ | 提案総括表 （ESCO 契約内容） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第５号－３ | 提案総括表 （改修提案項目一覧） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第５号－４ | 提案総括表 （審査総括表） | 組合 |
| 提案書提出 | 第６号－１ | ESCO 技術提案書 （目次） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第６号－２ | ESCO 技術提案書 （技術提案基本方針） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第６号－３ | ESCO 技術提案書 （環境への配慮） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第６号－４ | ESCO 技術提案書 （ESCO 設備と既存設備の関係） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第６号－５ | ESCO 技術提案書 （工事中の対応） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第６号－６ | ESCO 技術提案書 （省エネルギー改修項目の説明） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第６号－７ | ESCO 技術提案書 （補助金等の可能性について） | 事業者 |
| 提案書提出 | 第７号－１ | 工事費 （種目別内訳書） 書式例 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第７号－２ | 直接工事費 （科目別内訳書） 書式例 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第７号－３ | 直接工事費 （内訳明細書） 書式例 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第７号－４ | 費用等積算書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第７号－５ | ESCO 事業収支計算書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第７号－６ | 長期収支計画書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第７号－７ | ESCO 事業資金計画書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第８号－１ | ESCO 設備維持管理提案書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第８号－２ | 計測・検証方法提案書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第８号－３ | 運転管理指針提案書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第８号－４ | 緊急時対応方法提案書 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第８号－５ | 主要機器等の設置計画図 | 事業者 |
| 提案書提出 | 第８号－６ | 施工計画提案書 | 事業者 |

# 第５号以降の書式について、様式記載の項目、配置を遵守していれば、word、excel等、各業者作成の資料活用を認める。

様式第１号－１

# 質問書

事業名称：共立蒲原病院組合ESCO 事業

標記事業について、以下の質問をします。質問内容：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 項目 | 内容 |
|  |  |  |

令和 年 月 日

提出者：

所在地

商号又は名称（※1）代表者氏名

電話番号

FAX 番号

※1：グループで参加の場合は、グル－プの代表企業名

提案要請番号

（ ）

様式第２号－１

# 参加表明書

事業名称：共立蒲原病院組合ESCO 事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加の意志がありますので、プロポーザル参加資格の審査を申請します。なお、この参加表明書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

宛 先：共立蒲原総合病院組合　管理者

提出者：

所在地（※１）

商号又は名称（※２） （実印）

代表者氏名電話番号 FAX 番号

※１：建設業法上の主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書で上段に記載

※２：グループで参加の場合は、グル－プの代表企業名

様式第２号－２

# グループ構成表

事業名称：共立蒲原病院組合ESCO 事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関し、以下の構成員で申請します。

年 　月　 日

宛 先：共立蒲原総合病院組合　管理者

代表者：

所在地

商号又は名称 （実印）

代表者氏名電話番号 FAX 番号

担当業務内容[事業実施・設計業務・建設業務・その他役割]

その他企業グループ構成員：所在地

商号又は名称 （実印）

代表者氏名

担当業務内容[事業実施・設計業務・建設業務・その他役割]

所在地

商号又は名称 （実印）

代表者氏名

担当業務内容[事業実施・設計業務・建設業務・その他役割]

所在地

商号又は名称 （実印）

代表者氏名

担当業務内容[事業実施・設計業務・建設業務・その他役割]

様式第２号－３

# 履行保証書

宛 先：共立蒲原総合病院組合　管理者

○○○○○は、△△△△△△が□□□□□□ESCO 事業に関するESCO 事業提案が最優秀提案として採用され、最終的に◎◎◎◎◎施設と△△△△△△が ESCO 契約を締結した場合、△△△△△△に係る ESCO 事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である△△△△△△において、ESCO 事業の遂行に支障のある場合には、○○○○○は保証人として責任を持って事業を遂行し、□□□□□□の運営に支障を及ぼさないために、◎◎◎◎◎施設と△△△△△△が締結した ESCO 契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保証人 ○○○○○ （実印）

様式第２号－４

# 企業状況表

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者名 |  |
| 建設業許可番号 |  |
| 経営事項審査点数（総合評点） |  |
| ISO 9000 ｼﾘｰｽﾞ認証取得状況 | （認証部署等（適用規格（審査登録機関（登録番号 |  |  | ）））） |
| ISO 14000 ｼﾘｰｽﾞ認証取得状況 | （認証部署等（適用規格（審査登録機関（登録番号 |  |  | ）））） |
| 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の第 167 条の 4 の規定に該当する。 | （有の場合の理由 | 有 | 無 | ） |
| 本募集要の公示の日から提案書提出日までの期間に静岡県工事請負に関する一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている。 | （有の場合の理由 | 有 | 無 | ） |
| 公示の日から提案書提出日までの期間に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第３項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている。 | （有の場合の理由 | 有 | 無 | ） |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している。 | （有の場合の理由 | 有 | 無 | ） |
| 商法(明治32 年法律第48 号)第381 条第1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている。 | （有の場合の理由 | 有 | 無 | ） |
| 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1項又は第 2 項の規定による構成手続開始の申し立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下｢旧更生事件｣という。) に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下｢旧法｣という。)第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下｢更生手続開始の申し立て｣という。) をしている、または更正手続開始の申し立てをなされている。 | （有の場合の理由 | 有 | 無 | ） |
| 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている。 | （有の場合の理由 | 有 | 無 | ） |

注）必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

様式第２号－５

# 有資格技術職員内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 有資格技術職員内訳 | 有 無 |
| 建築工事 | 一級建築士 | 有 ・ 無 |
| 一級建築施工管理技士 | 有 ・ 無 |
| 二級建築施工管理技士 | 建築 | 有 ・ 無 |
| 躯体 | 有 ・ 無 |
| 仕上げ | 有 ・ 無 |
| 監理技術者 | 有 ・ 無 |
| 電気工事 | 一級電気工事施工管理技士 | 有 ・ 無 |
| 二級電気工事施工管理技士 | 有 ・ 無 |
| 監理技術者 | 有 ・ 無 |
| 管工事 | 一級管工事施工管理技士 | 有 ・ 無 |
| 二級管工事施工管理技士 | 有 ・ 無 |
| 監理技術者 | 有 ・ 無 |
| 技術士 | 建設 | 有 ・ 無 |
| 電気電子 | 有 ・ 無 |
| 機械 | 有 ・ 無 |
| 環境 | 有 ・ 無 |
| 衛生工学 | 有 ・ 無 |
| エネルギー管理士 | 有 ・ 無 |
| 建築設備士 | 有 ・ 無 |

（企業名： ）

様式第２号－６

# 各役割の責任者業務実績表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分担氏名・年齢 | 実務経験年数資格 | 過去に従事した ESCO 事業等類似業務の実績 |
| 実施年度 立場 業務概要 |
| 事業役割責任者 |  | 経験年数 | 年 |  |
| 社名 |  | 資格の種類： |  |
| 氏名 |  |  |  |
| 年齢 | 才 |  |  |
| 設計役割責任者 |  | 経験年数 | 年 |  |
| 社名 |  | 資格の種類： |  |
| 氏名 |  |  |  |
| 年齢 | 才 |  |  |
| 建設役割責任者 |  | 経験年数 | 年 |  |
| 社名 |  | 資格の種類： |  |
| 氏名 |  |  |  |
| 年齢 | 才 |  |  |
| その他役割責任者 |  | 経験年数 | 年 |  |
| 社名 |  | 資格の種類： |  |
| 氏名 |  |  |  |
| 年齢 | 才 |  |  |

注１）本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。

注２）ESCO 事業とは、省エネ診断、建築・設備設計、工事の実績も含む。

様式第２号－７

# ESCO 事業実績一覧表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業件名 | 発注者 | 受注形態 | 契約 金額 （千円） | 契約年月日 | 契約期間 | 施設の概要 | 主な契約内容 |
| 用途 | 構造・規模面積 | 工事完了年月 | 対象機器 | 対象建物全体の省エネルギー率 | 保証の有無 | 計測・検証の有無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | ㎡ | 年月 |  | ％ | 有・無 | 有・無 |

注 1）受注形態の欄には、単独、ＪＶの別を記入する。

注 2）構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記述する。（例：ＲＣ・5/1）注 3）上記の各契約を照明できる書類を添付すること。

様式第２号－８

宣誓書

宛 先：

共立蒲原総合病院　組合　管理者

年 月 日

提出者：所在地：

商号又は名称（※1）：

代表者氏名（実印）：電話番号：

FAX 番号；

次のとおりであることを宣誓します。

１ 申請書類へ押印した印は登記された実印です。

２ 申請書類記載の内容は、商業登記簿のとおりです。

３ 国税、地方税に滞納はありません。

４ 申請書類記載の各有資格、監理技術者は資格証を有しております。

５ 申請書類記載の内容は、経営事項審査結果通知書のとおりです。

６ 建設業の許可を受けております。（建設役割のみ）

※1　グループで参加の場合は、グル－プの代表企業名を記入のこと

# 様式第３号－１

参加資格審査申請書受領書

所在地 ：

商号又は名称（※１）：

代表者氏名 ： 様

電話番号 ：

※１：グループで参加の場合は、グループの代表企業名を記入のこと

共立蒲原総合病院組合ESCO 事業に係る参加資格審査申請書を受領しました。

年 月 日

＜事務局＞

注）日付は記入しないこと。受付時に事務局側で受付日を記入・押印して返却します。

# 様式第３号－２

第 号

年 月 日

様

共立蒲原総合病院組合　管理者 □印

提案要請書

年 月 日付けで提出いただいた参加表明書に基づき審査した結果、提案を要請いたしますので、よろしくお願いします。

１ 件 名

２ 提案要請番号 ３ 提出期限

４ 提出書類

＜注意事項＞

1. 本件において要請する提案は、共立蒲原総合病院組合において計画する提案施設改修工事予算の策定にあたり民間活力を導入するために実施するものであり、提案した計画に関する予算案の議決を受けることが契約の条件となります。
2. (1)において、予算の議決を受けられなかったとき、それまでに生じた費用等は提案者の負担となります。

担 当

様式第４号の１

# 提案辞退届

事業名：共立蒲原総合病院組合ESCO事業

提案要請番号：

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由

令和 年 月 日

宛 先：共立蒲原総合病院組合　管理者

提出者：所在地：

商号又は名称（※1）：代表者氏名（実印）：電話番号：

FAX 番号；

※1：グループで参加の場合は、グル－プの代表企業名

提案要請番号

（ ）

様式第５号－１

# 提案書提出届

1. 事 業 名 称：共立蒲原総合病院組合ESCO 事業
2. 提案要請番号：

宛 先：

共立蒲原総合病院　組合　管理者

標記事業に関して、下記の提案書類を提出いたします。

年 月 日

提出者名（企業名又はグループの代表企業名）：

所在地（※1）

商号又は名称（※2）

代表者氏名（実印）

事務担当責任者氏名

所属職名

電話番号 ＦＡＸ番号

記

* 1. 第５号－２ 提案総括表 （ESCO 契約内容）
	2. 第５号－３ 提案総括表 （改修提案項目一覧）
	3. 第５号－４ 提案総括表 （審査総括表）
	4. 第６号－１ ESCO 技術提案書 （目次）
	5. 第６号－２ ESCO 技術提案書 （技術提案基本方針）
	6. 第６号－３ ESCO 技術提案書 （環境への配慮）
	7. 第６号－４ ESCO 技術提案書 （ESCO 設備と既存設備の関係）
	8. 第６号－５ ESCO 技術提案書 （工事中の対応）
	9. 第６号－６ ESCO 技術提案書 （省エネルギー改修項目の説明）
	10. 第６号－７ ESCO 技術提案書 （補助金等の可能性について）
	11. 第７号－１ ESCO 事業工事積算表 書式例
	12. 第７号－２ 工事費 （種目別内訳書） 書式例
	13. 第７号－３ 直接工事費 （科目別内訳書） 書式例
	14. 第７号－４ 直接工事費 （内訳明細書） 書式例
	15. 第７号－５ 費用等積算書
	16. 第７号－６ ESCO 事業収支計算書
	17. 第７号－７ 長期収支計画書
	18. 第８号－１ ESCO 設備維持管理提案書
	19. 第８号－２ 計測・検証方法提案書
	20. 第８号－３ 運転管理指針提案書
	21. 第８号－４ 緊急時対応方法提案書
	22. 第８号－５ 主要機器等の設置計画図
	23. 第８号－６ 施工計画提案書

※1：建設業法上の主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を上段に記載

※2：グループでの参加の場合は、グループの代表企業名

提案要請番号

（

）

記載例１

# 提案書表紙の記載方法

1. 事業名称

共立蒲原総合病院組合ESCO 事業提案

1. 提案書名称

提案の種類ごとに様式５号－２から様式第８号－６までの提案書名称を記述してください。

1. 提出年月日

提出日を記入してください。（文字の大きさ：明朝 14 ポイント程度）

提案要請番号

（

）

（１）事業名称

共立蒲原総合病院組合ESCO 事業提案

例：ESCO 事業資金計画書

（２）提案書名称

（３）提出年月日

提出日 令和　　年　　月 日

記載例２

審査に関する提案書(A4 判)の体裁

（１）通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を入れて下さい。（例：①-○）

（文字の大きさ：ゴシック、10 ポイント程度）

（２）本文

文字の大きさ：明朝 10 ポイント程度字数：40 行×40 文字程度

（２）本文

(1)提案番号

ページ番号

②－1

提案要請番号

（ ）

様式第５号－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提案総括表

１　 　ＥＳＣＯ契約内容提案書

ESCO 事業期間における事業収支を下表に基づき記入すること。

補助金無し　[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 年間削減予定額 | 円／年 |  |
| ② | 年間削減保証基準額 | 円／年 |  |
| ③ | 年間ＥＳＣＯサービス料 | 円／年 |  |
| ④ | 年間の法人の保証利益 | 円／年 | ②－③ |
| ⑤ | 契約期間 | 年 |  |
| ⑥ | 削減予定総額 | 円 | ①×⑤ |
| ⑦ | 削減保証基準総額 | 円 | ②×⑤ |
| ⑧ | ＥＳＣＯサービス料総額 | 円 | ③×⑤ |
| ⑨ | 法人の保証利益総額 | 円 | ④×⑤ |
| ⑩ | １５年間の利益予定額 | 円 |  |

補助金あり　[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

提案要請番号

（ ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 年間削減予定額 | 円／年 |  |
| ② | 年間削減保証基準額 | 円／年 |  |
| ③ | 年間ＥＳＣＯサービス料 | 円／年 |  |
| ④ | 年間の法人の保証利益 | 円／年 | ②－③ |
| ⑤ | 契約期間 | 年 |  |
| ⑥ | 削減予定総額 | 円 | ①×⑤ |
| ⑦ | 削減保証基準総額 | 円 | ②×⑤ |
| ⑧ | ＥＳＣＯサービス料総額 | 円 | ③×⑤ |
| ⑨ | 法人の保証利益総額 | 円 | ④×⑤ |
| ⑩ | １５年間の利益予定額 | 円 |  |

２ メンテナンス体制の構築

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機器ごと | 所在地（市町村まで） | 対応可能曜⽇・時間帯 | ⻑期休暇 |
| 総合窓⼝（事業役割） |  |  |  |
|  | 冷温水発生器 |  |  |  |
| 温水ヒーター |  |  |  |
| 受変電設備 |  |  |  |
| 非常用発電機 |  |  |  |
| 中央監視設備 |  |  |  |
|   |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３ 事業継続性

事業役割を担う事業者の事業継続性について、ESCO 事業及び他事業の実績、収益性等から記載をお願いします。

提案要請番号

（ ）

４ 削減予定総額の内訳

１ ⑥削減予定総額を次とおり区分し記⼊すること。

1. 補助⾦なし　[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |
| --- | --- |
| 削減予定総額（１ ⑥と同額） | 円 |
|  | 省エネルギーによるもの | 円 |
| エネルギー転換によるもの | 円 |
| エネルギー購⼊先変更によるもの(別途説明資料添付) | 円 |
| その他 | 円 |

1. 補助⾦あり　[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |
| --- | --- |
| 削減予定総額（１ ⑥と同額） | 円 |
|  | 省エネルギーによるもの | 円 |
| エネルギー転換によるもの | 円 |
| エネルギー購⼊先変更によるもの(別途説明資料添付) | 円 |
| その他 | 円 |

注意）運⽤改善に伴いエネルギー種別の⽐率が変わったことによる効果は省エネルギーとすること。

提案要請番号

（ ）

様式第５号－３

２ 改修提案項目一覧表　 [消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

# 提案総括表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案項目 | 電気・ガス・石油類市水・井水等使用量 | 1 次エネルギーべース量○○○○ＭＪ／年 | 二酸化炭素べース量○○○kg-CO2／年 | 年 間削減額円／年A | 工事他投資額円B | 単 純回収年年B/A |
| No. | 概 要 | 種別 | 削減量単位 | 削減量MJ／年 | 削減率％ | 削減量kg-CO2／年 | 削減率％ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 計 | － | － |  |  |  |  |  |  |  |

1. ESCO 技術提案書の内容をもとに記載すること。
2. 水については、1 次エネルギー・二酸化炭素の削減量・削減率は計上しないこと。
3. Ｎｏ．は様式第 13－７号により作成した個々の省エネルギー手法の手法ＮＯ.と一致させること。

提案要請番号

（ ）

様式第５号－４

# 提案総括表

１ 審査用総括表 （金額は消費税を含む・補助金なし）

本提案総括表に記載された内容については、後日公表されることがあることを提案者に周知すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 記入欄 | 参照資料 |
| (1) | 対象施設全体の省エネルギー率が10％以上であり、省エネルギー効果が充分にあること。 |  |  |
| (2) | 温室効果ガス排出量の削減効果が⾼いこと。 |  |  |
| (3) | 災害時の組合機能維持にいてBCP対策が考慮されていること。 |  |  |
| (4) | 光熱水費削減保証額（総額）が高いこと |  |  |
| (5) | 補助金の可能性に対する具体的な提案があり、提案内容に信憑性が高いこと。 |  |  |
| (6) | 過去５年間に参加したESCO事業における補助金の獲得実績が多いこと |  |  |
| (7) | 事業資金計画は妥当性、信頼性の高いものであること。 |  |  |
| (8) | 工事費用の算出が妥当であること。 |  |  |
| (9) | ESCO事業の実績を有し、十分な実施能力を有していると判断できる実績が示されていること |  |  |
| (10) | 技術提案に具体性、妥当性があること。 |  |  |
| (11) | 更新後の設備機器選定においては実際の運用に即した合理化が図られている事 |  |  |
|  (12) | 既設機器の更新に係る配慮があること。 |  |  |
|  (13) | エネルギーマネージメント機能を最大限に活かす工夫があること。 |  |  |
|  (14) | ESCO設備に関して常時監視（遠隔監視含む）による運用である事。 |  |  |
|  (15) | 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、組合にESCOサービスの提供ができる信頼性があること。 |  |  |
|  (16) | 設備維持管理、計測、検証方法及び運転管理指針の提案に具体性・妥当性・工夫があること。 |  |  |
| (17) | 契約期間終了後の対応について提案があること。 |  |  |
| (18) | 工事施工・運転管理が組合の運営・業務に最大限考慮した提案になっていること。 |  |  |
|  (19) | 安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること |  |  |
|  (20)  | 提案が全体としてバランス良く優れている |  |  |

提案要請番号

（ ）

様式第６号－１

# 審査に関する ESCO 技術提案書目次

１．技術提案基本方針 ２．環境への配慮

３．ESCO 設備と既存設備の関係 ４．工事中の対応

５.省エネルギー改修項目の説明

６．補助金等の可能性について

提案要請番号

（ ）

様式第６号－２

# ESCO 技術提案書

（技術提案基本方針）

（技術の基本方針・概要、その他アピールポイント等）

ESCO 技術提案書（技術提案基本方針） － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

※従来システムと提案するシステムの相違が比較できる図を記載すること。

提案要請番号

（ ）

様式第６号－３

# ESCO 技術提案書

（環境への配慮）

（ＮＯｘ、騒音・振動、廃棄物リサイクル等の環境対策に係る配慮について）

ESCO 技術提案書（環境への配慮） － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

※ 機器を外部に設置する場合、敷地境界での騒音値を記載すること。

提案要請番号

（ ）

様式第６号－４

# ESCO 技術提案書

（ESCO 設備と既存設備の関係）

（既存機器の更新に係る配慮について）

提案要請番号

（ ）

ESCO 技術提案書（ESCO 設備と既存設備の関係） － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

様式第６号－５

# ESCO 技術提案書

（工事中の対応）

（工事中の対応について）

提案要請番号

（ ）

ESCO 技術提案書（工事中の対応） － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

様式第６号－６

# ESCO 技術提案書

（省エネルギー改修項目の説明）

（省エネルギー改修項目の説明について）

提案要請番号

（ ）

ESCO 技術提案書（省エネルギー改修項目の説明） － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

様式第６号－７

# ESCO 技術提案書

（補助金等の可能性について）

（補助金等の可能性について）

提案要請番号

（ ）

ESCO 技術提案書（補助金等の可能性について） － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

様式第７号－１

# 工事費 (種目別内訳書) （書式例）

工事費 （種目別内訳書）

|  |
| --- |
|  |
| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
| 直接工事費 |  |  |  |  |
| ○○○(施設名) | 1 | 式 |  |  |
| ○○○(施設名) | 1 | 式 |  |  |
| 小計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 共通費 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 消費税相当額 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※ 直接工事費、共通費、消費税は分けて記載すること。

提案要請番号

（ ）

様式第７号－２

# 直接工事費 (科目別内訳書) (書式例)

直接工事費 （科目別内訳書）

|  |
| --- |
| ○○○（施設名） |
| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

提案要請番号

（ ）

様式第７号－３

直接工事費 (内訳明細書)

|  |
| --- |
| ○○○（施設名） |
| 名 称 | 適用 | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

提案要請番号

（ ）

様式第７号－４

# 費用等積算表（元金相当費用一覧）(補助金：有／無) 　[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金額 | 積算根拠 |
| 詳細診断費 |  |  |
| 設計費 |  |  |
| 包括的管理計画書作成費 |  |  |
| 関連業務費用 |  |  |
| 工事費 |  |  |
|  | 建築工事費 |  |  |
|  | 衛生工事費 |  |  |
|  | 電気工事費 |  |  |
|  | 空調工事費 |  |  |
| 工事費小計 |  |  |
| 工事監理費 |  |  |
| 維持管理費 |  |  |
| 計測・検証費 |  |  |
| 運転管理費 |  |  |
| 所有権移転費 |  |  |
| 契約関係経費 |  |  |
| 租税※1 |  |  |
| その他※2 |  |  |
| 合計 |  |  |

※1：租税については、固定資産税や法人税等、税種別に記載すること

※2：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること

注 1）各種工事費の合計金額と関連項目の金額が一致するように留意すること注 2）積算に当たり、作成した明細があれば添付すること

注 3）金額欄には消費税を含め、積算根拠の記載にあたっては、消費税額が分かるようにすること

提案要請番号

（ ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 様式第７号－５ |  | ESCO 事業収支計画表 |  |
| (補助金： 有/無（想定する補助金名： | )（基準金利： | ％、スプレッド： ％)(ESCO） | 契約期間： 年)　 消費税抜き (単位：千円) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 |  |  |  |  |  |  | ・・・・・・・ |  |  |  | 合計 |
| 開始前 | 初年度 | 2 年度 | 3 年度 | 4 年度 | 5 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 |  |
| 光熱水費削減額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 既存熱源維持管理費削減額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 機器更新見込み額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 光熱水費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ESCO サービス料 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 設計・工事償還分 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 金利償還分 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 固定資産税 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法人税 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 維持管理費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計測・検証費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転管理費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ESCO 利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 組合の利益 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※1:固定資産税や法人税等、税種別に記載すること

※2:可能な範囲で詳細に記入すること

注1) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること注2) A3 横書きで作成する。

注3) 予定する補助金の有無別に示すこと

注4) 維持管理費に消耗品費を含むこと。消耗品費とは、省エネベルト採用時のベルト費、LED照明採用時のランプ費等。注5) 運転管理費に、諸経費、人件費、保険料等、業務維持に必要な経費を含むこと。

提案要請番号

（ ）

様式第７号－６

## 長期収支計画表（単年度の改修計画の場合）（補助金： 有／無）（消費税抜き） （単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和（年度）科目 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | ･･･ | ESCO 契約終了年度 | ･･･ | 43 | 合計 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ･･･ | 15 |  |
| 収支計画 | 収入計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ESCO サービス料収入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 建設・工事費償還分＋金利償還分 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 維持管理収入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計測・検証収入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転管理収入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ESCO 利益収入 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 租税※1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他※2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 支出計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 維持管理費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計測・検証費 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 運転管理費※3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建設･工事費償還分＋金利償還分 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 租税※1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他※2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引前当期損益 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引後当期損益 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資金計画 | 資金需要 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 建設工事費等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 借入金返済 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資金調達 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 当期損益 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 借入金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資本金 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 当期資金過不足 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資金過不足累計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 借入残高 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※1:固定資産税や法人税等、税種別に記載すること

※2:可能な範囲で詳細に記入すること

※3:運転管理費に、諸経費、人件費、保険料等、業務維持に必要な経費を含むこと

注1) その他の様式と関連のある項目の数値については整合を図ること 注 3)予定する補助金の有無別に示すこと注2) A3 横書きで作成する。

提案要請番号

（ ）

様式第７号－７

# ESCO 事業資金計画書

資金計画書 （補助金： 有 ／ 無 ）[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

1. 事業費の調達方法に関する考え方

自己資本と外部借入金等の金額を記入すること。また、各々の役割分担を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業毎の内訳を記入すること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業費総額千円 |  | 事業役割 | 設計役割 | 建設役割 | その他 |
| 企業名 |  |  |  |  |
| 自己資本 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 外部借入等 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 補助金 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

1. 外部借入等について

外部借入等について、その内訳、借入条件等を企業毎に記入すること。また、資金調達企業毎の内訳もわかる形で記入すること。資金調達企業主体【（例）事業役割：○○○○ 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 外部借入等千円 | 民間金融機関※ |  | 千円 |
|  | 借入条件（借入時期、期間、金利、見直時期等） |  |  |
| 政府系金融機関※ |  | 千円 |
|  | 借入条件（借入時期、期間、金利、見直時期等） |  |  |
| その他社債等※ |  | 千円 |
|  | 借入条件（借入時期、期間、金利、見直時期等） |  |  |

※現在検討している金融機関名或いは社債内容等について具体的に記入すること。注 1）予定する補助金の有無別に示すこと。

提案要請番号

（ ）

1. その他

その他、資金調達手法として検討していることがある場合は記入すること。

1. 過去の主な借入実績

本件事業において資金調達を予定している企業について、現在借入残高のある長期借入の金額とその借入条件等及び短期資金の借入条件を記入すること。

また、資金調達企業毎の内訳もわかる形で記入すること。

資金調達企業主体【 例】事業役割 】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 民間金融機関※ |  | 千円 |
|  | 借入条件（借入時期、期間、金利、見直時期等） |  |  |
| 政府系金融機関※ |  | 千円 |
|  | 借入条件（借入時期、期間、金利、見直時期等） |  |  |
| その他社債等※ |  | 千円 |
|  | 借入条件（借入時期、期間、金利、見直時期等） |  |  |

※金融機関名或いは社債内容等について具体的に記入すること。

提案要請番号

（ ）

様式第８号－１

# ESCO 設備維持管理提案書

１ 維持管理計画

ESCO 設備の維持管理業務に関する計画内容について記述すること。

また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様はＡ４版（縦）とし、枚数は自由とする。

２ 維持管理費見積書

[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 金額(円/年) | 備考（積算根拠共） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合 計 |  |  |

注）毎年かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

提案要請番号

（ ）

様式第８号－２

# 計測・検証方法提案書

１ 省エネ効果の測定・検証方法

提案により示した光熱水費削減予定額及び削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証方法について記述すること。なお、計測・検証方法は原則として省エネ改修

項目ごとに記述すること。

また、計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様はＡ４版（縦）とし、枚数は自由とする。

２ 計測機器設置見積書

[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名 称 | 数 量 | 単位 | 単価（円） | 金額（千円） | 備 考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |

３ 計測・検証費見積書

[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 金額(円/年) | 備考（積算根拠共） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注）毎年かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

提案要請番号

（ ）

様式第８号－３

運転管理指針提案書

１ 運転管理指針

ESCO 設備及び本法人の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本法人及び本法人から既存設備の管理を委託された事業者と ESCO 事業者の役割について記述すること。

また、運転管理を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、記述すること。

書式の仕様はＡ４版（縦）とし、枚数は自由とする。

２ 運転管理費見積書

[消費税抜き（消費税込み）※両用並記]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | 金額(円/年) | 備考（積算根拠共） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注）毎年かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

提案要請番号

（ ）

様式第８号－４

# 緊急時対応方法提案書

提案の安全性・信頼性・災害時を含む緊急時対応方法についての考えを記述すること。

緊急時対応方法提案書 － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

提案要請番号

（ ）

様式第８号－５

# 主要機器等の設置箇所図提案書

提案するESCO 設備等の設置箇所図を示すこと。

主要機器等の設置計画図 － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

提案要請番号

（ ）

様式第８号－６

# 施工計画提案書

「施工にあたっての基本方針」等以下に示した項目について記述すること。

＜記載項目＞

１ 施工にあたっての基本方針

２ 配置予定技術者等（実績等を詳細に記載すること）

・業務責任者

・工事監理者

・監理技術者

３ 全体スケジュール

４ 施工計画及び施工要領

・揚重計画

・騒音、振動対策関係

・施設利用者の安全確保計画 等 ５ その他

施工計画提案書 － 【ページ数】 提案要請番号（ ）

（複数枚可）

提案要請番号

（ ）

参考様式（第８関係）

エネルギーサービス契約書(案)

委託者○○○と受託者○○○は、○○○○○○○ESCO 事業について、次の条項により、委託契約を締結する。

（契約の⽬的）

第 1 条 この契約は、受託者が委託者に提供する改修⼯事の設計・施⼯､運転・維持管理､計測・検証､運転管理指針に基づく助⾔及び省エネルギーと光熱⽔費削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービス（以下「ESCO サービス」という。）のために必要な ESCO設備を委託者の敷地内に設置する⼯事及び ESCO サービスに必要とする委託者の施設等の改修⼯事

（以下「改修⼯事等」という。）並びに受託者の委託者に対する ESCO サービスの提供を⾏うことを

⽬的とする。

（契約の要領）

第 2 条 この契約の要領は、次のとおりとする。

1. 委託事業

○○○○○○○ESCO 事業

1. 履⾏場所

○○○○○○○○

1. 契約⾦額

ア 総⽀払（限度）額 ⾦○○○,○○○,○○○ 円

（消費税及び地⽅消費税相当額を含む。）

イ 年度別⽀払（限度）額 ⾦○○,○○○,○○○ 円

（うち消費税及び地⽅消費税相当額⾦○,○○○,○○○ 円）

1. 契約期間

令和○○年○○⽉○○⽇から令和○○年○○⽉○○⽇まで

1. 契約保証⾦免除
2. 委託事業内容

別添「包括的エネルギー管理計画書」のとおり

（権利義務譲渡の制限）

第 3 条 受託者は、委託者の了解を得ないで、この契約によって⽣じる権利⼜は義務を第三者に譲渡し、

⼜は承継させてはならない。

2 受託者は、委託者の了解を得ないで、この契約によって⽣じる委託者に対する債権を担保の⽤に供し

てはならない。

（再委託の禁⽌等）

第 4 条 受託者は、委託事業の全部⼜はその主要部分の処理を第三者に委任し、⼜は請け負わせてはならない。

2 受託者は、委託事業の⼀部を第三者に委任⼜は請け負わせようとするときは、あらかじめ、受任者⼜は下請負⼈の名称、委任⼜は請け負わせる業務の内容その他委託者が必要とする事項を書⾯をもって委託者に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、受託者は委託者に対し、委任

⼜は請け負わせた第三者の委託事業の履⾏責任を負うものとする。

（秘密を守る義務）

第 5 条 受託者及び前条第 2 項に規定する受任者⼜は下請負⼈は、委託事業の遂⾏上知り得た委託者の秘密を他⼈に漏らし、⼜は他の⽬的に利⽤してはならない。

2 委託者は、この契約により知り得た受託者の秘密（受託者が実施した改修⼯事等の内容、改修⼯事等で受託者が設置した設備及びシステム開発（以下設置した設備及び開発したシステム等を｢ESCO 設備｣という。）並びに ESCO サービスの内容等に係る秘密をいう。）を他⼈に漏らしてはならない。ただし、受託者が事前に了解した範囲内の内容に関しては、この限りでない。

3 前 2 項の規定は、第 2 条第 4 号に規定する契約期間終了後⼜はこの契約の解除後においても、同様とする。

（善管注意義務）

第 6 条 委託者受託者は、この契約の履⾏に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこれをなすべき責めを負う。

（ESCO 設備の施⼯等）

第 7 条 受託者は､⾃⼰の負担において、令和○○年○○⽉○○⽇から令和○○年○○⽉○○⽇までの間に ESCO サービスを提供するための施⼯及びシステム開発を完了し､令和○○年○○⽉○○⽇から ESCO サービスを委託者に提供するものとする。

1. 受託者は、改修⼯事等を⾏うに当たって、第 2 条第 2 号に規定する履⾏場所（以下「履⾏場所」という。）における委託者の業務運営及び施設管理に⽀障をきたさないよう⼗分注意するとともに、履⾏場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
2. 受託者は、主任者を設置し、当該主任者を⼯事期間中、履⾏場所に常駐させ、同者に改修⼯事等の運営、取締りを⾏わせるほか、この契約に基づく受託者の改修⼯事等に係る⼀切の権限を⾏使させるものとし、その⽒名その他必要な事項を書⾯により委託者に通知しなければならない。主任者を変更したときも、同様とする。
3. 受託者は、前項の規定にかかわらず、⾃⼰の有する権限のうち主任者に委任せず、⾃ら⾏使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

受託者は、改修⼯事等の施⼯等に必要な関係法令に基づく許可等を得ること及び検査を受けることに関する⼀切の責任を負うものとする。

1. 受託者は、特許権、実⽤新案権、意匠権、商標権、著作権その他⽇本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている⼯事材料、施⼯⽅法を使⽤するときは、その使⽤に関する⼀切の責任を負わなければならない。
2. 受託者は、改修⼯事等の開始前に、委託者に対し、設置しようとする設備のうち必要とするものについて、⾏政財産使⽤許可申請の⼿続きを⾏い、その許可を受けなければならない。
3. 委託者は、受託者に対し、改修⼯事等を⾏うために⼀時的に必要となる場所を第 7 条第 1 項に定める期間は無償で提供するものとする。
4. 受託者は、履⾏場所⼜は ESCO 設備に緊急事態が発⽣したときは、これに対応するため、委託者に通知の上、履⾏場所内に⽴ち⼊ることができるものとする。
5. 暴⾵、豪⾬、洪⽔、⾼潮、地震、地すべり、⽕災、騒乱、暴動その他の⾃然的⼜は⼈為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより履⾏場所若しくは委託者の既存設備に損害を⽣じ、⼜は履⾏場所の状態が変動したため、受託者が改修⼯事等を施⼯できないときは、委託者は、改修⼯事等の中⽌内容を直ちに受託者に通知して、改修⼯事等の全部⼜は⼀部の施⼯を⼀時中⽌させるものとする。
6. 委託者は、前項の規定によるほか、履⾏場所における委託者の業務運営に⽀障があると認めるときは、改修⼯事等の中⽌内容を受託者に通知して、改修⼯事等の全部⼜は⼀部の施⼯を⼀時中⽌させること ができるものとする。
7. 前 2 項の規定により改修⼯事等の全部⼜は⼀部の施⼯を⼀時中⽌した場合において、第 1 項の規定にかかわらず、改修⼯事等の完了⽇⼜は ESCO サービスの提供開始⽇について委託者受託者協議の上、これを変更することができるものとする。

（運転管理等）

第 8 条 受託者は、ESCO 設備の運転管理責任を負い、委託者との協議により、あらかじめ委託者の承諾を受けた運転管理指針に基づき、⼗分な省エネルギー効果を発揮するようESCO サービスを提供しなければならない。

1. 前項に規定する運転管理指針には、省エネルギーを⽬的とし、同時に⼈間の快適性のニーズを満たすような適切な操作を⾏うための操作、維持、調整、変更⽅法を⽰す内容が含まれていなければならない。
2. 受託者は、委託者に最適の ESCO サービスを提供できるよう、ESCO 設備の運転管理を⼯夫するものとする。
3. 受託者は、委託者の了解を得て、委託者の既存設備等履⾏場所の状況について調査することができるものとする。
4. 受託者は、委託者の既存設備等のより効果的な運転管理について、委託者に助⾔を⾏うことができるものとし、委託者は、当該助⾔を尊重するものとする。
5. 委託者は､受託者の承諾なしに、ESCO 設備の増設⼜は改造を⾏ったり､そのいずれかの部品の取り替え、⼜は撤去を⾏ったりしないものとする。

（維持管理等）

第 9 条 委託者は、ESCO 設備の維持管理及び修理を⾏うものとし、これに係る経費は委託者が負担する。

2 委託者は、第 12 条第 1 項⼜は第 2 項の規定による通知を受けたときは、直ちに設備等の点検を⾏い、 ESCO サービスの提供に⽀障をきたさないよう、復旧、調整等を⾏わなければならない。

3 委託者は、委託者の建物の冷暖房や照明等の快適性能を従来どおり維持する。

（ESCO 設備の所有権）

第 10 条 第 2 条第 4 号に規定する契約期間中は、受託者が設置した ESCO 設備の所有権は受託者に帰属する。

（保険）

第 11 条 受託者は､ESCO 設備につき、⾃⼰の負担において次に掲げる保険に加⼊する。○○○○保険、並びに□□□□保険、並びに△△△△保険

2 前項に規定する保険で補てんされた損害額に対しては、受託者は委託者に請求しない。

（委託者の通知義務）

第 12 条 委託者は、ESCO 設備の故障⼜は不具合を発⾒したときは、速やかに受託者に連絡するものとする。

2 委託者は、履⾏場所へのエネルギー供給が中断したときは、速やかに受託者に通知するものとする。

3 委託者は、受託者の改修⼯事等完了⽇の属する⽉の翌⽉以降、毎⽉、受託者に対し、履⾏場所に係る光熱⽔費の実績をその翌⽉に通知するものとする。

（ベースラインの算出）

第 13 条 ESCO サービスによる削減対象とする１年間の光熱⽔費の基準額（以下「ベースライン」という。）は、令和○○年○○⽉○○⽇から令和○○年○○⽉○○⽇までの 3 年度間に委託者が⽀払った履

⾏場所に係る光熱⽔費の実績を基に算出して得た額とし、⾦○○○,○○○,○○○円（消費税及び地⽅消費税相当額を含む。）とする。

（削減予定額及び削減保証額等）

第 14 条 ESCO サービスによる委託者の光熱⽔費削減予定額（以下「削減予定額」という。）は、⾦○

○,○○○,○○○円（消費税及び地⽅消費税相当額を含む。）とする。

2 ESCO サービスの提供により、受託者が委託者に対し最低限保証する光熱⽔費削減額（以下「削減保証額」という。）は、削減予定額以下の範囲で年度別⽀払（限度）額を超える額とし、⾦○○,○○○,

○○○円（消費税及び地⽅消費税相当額を含む。）とする。

（ベースラインの調整）

第 15 条 気象、履⾏場所の機器の稼動状況や履⾏場所の運転管理⽅法等に著しい変更が⽣じたとき、⼜

は光熱⽔費の単価に変更が⽣じたときには、委託者⼜は受託者は合理的な根拠を⽰す資料を作成し、第 13 条の規定にかかわらず、相⼿⽅に対し、ベースライン等の修正を求めることができる。

2 委託者受託者は、相⼿⽅の承諾なしにベースライン等を変更することはできない。

3 ベースライン等の修正⽅法の詳細については、第 2 条第 6 号に規定する包括的エネルギー管理計画書に⽰すとおりとする。

（ESCO サービス料の算出等）

第 16 条 この契約に係る代⾦として、委託者が受託者に⽀払う 1 年度分の⾦額（以下「ESCO サービス料」という。）は、ベースラインから委託者が当該年度に要した履⾏場所における光熱⽔費を減じて得た額（以下「実削減額」という。）に応じ、次に掲げる⾦額とする。ただし、計算の結果、1 円未満の端数が⽣じたときは、これを切り捨てるものとする。

1. 実削減額が削減保証額以上のときは、第 2 条第 3 号イに規定する年度別⽀払（限度）額とする。
2. 実削減額が削減保証額未満のときは、削減保証額から実削減額を減じて得た不⾜⾦額を年度別⽀払（限度）額から減じて得た⾦額とする。ただし、削減保証額から実削減額を減じて得た⾦額を年度別⽀払（限度）額から減じて得た⾦額が負の場合は、⾦ 0 円とする。
3. 実削減額が削減予定額を上回ったときは、最終的な総⽀払額が⽀払額の○倍を超えない範囲で、

実削減額から削減予定額を減じた⾦額の 50 パーセントを年度別⽀払（限度）額に加えた額とする。

1. 受託者は、削減保証額から実削減額を減じて得た⾦額を年度別⽀払（限度）額から減じて得た⾦額が負の場合は、削減保証額から実削減額を減じて得た⾦額から年度別⽀払（限度）額を減じて得た⾦額を委託者に⽀払わなければならない。
2. 消費税率、固定資産税の変更及び、新税が導⼊されたときは第 13 条の規定にかかわらず受託者は、ベースラインを調整することができる。
3. 法⼈税等の収益⽬的税に関する税制が変更したときは、受託者は、ベースラインの調整にこれを反映することができない。
4. 契約締結から○年経過した時点で、委託者は受託者に、受託者は委託者に、この時点の⾦利で削減予定額、削減保証額、年度別⽀払（限度）額の⾒直しを求めることができる。この場合、委託者受託者協議の上、新たに削減予定額、削減保証額、年度別⽀払（限度）額を定めるものとする。ただし、⾒直しを⾏う際の⾦利の上限を年利○％とする。

（注）第 1 項第 3 号の規定は、所謂ボーナスの⽀払いに関する規定であり、ここではその配分費を仮に 50%としているが、配分費については各⾃治体で妥当な⽐率を検討する必要がある。また、ボーナス

⽀払いの規定を盛り込むことが難しい場合にはこの規定を削除する。

（検査）

第 17 条 受託者は、第 12 条第 3 項の規定による通知に基づき、ESCO サービスの開始⽇以降、6 か⽉ごとに完了届を委託者に提出するとともに、毎年度ごとに ESCO サービス事業報告書を委託者に提出し、その検査を受けなければならない。

（契約代⾦の請求及び⽀払）

第 18 条 受託者は､ESCO サービス開始⽇の属する年度以降、毎年度、各年度の開始⽇から 1 年経過ごとに、当該期間における前条の検査にすべて合格したときは、第 16 条第 1 項の規定により､当該年度の ESCO サービス料を算定の上、速やかに当該⾦額を委託者に請求するものとする。

1. 委託者は、前項の規定による適法な請求があったときには、受託者から提出された請求書を受理した

⽇から 30 ⽇以内（以下「⽀払期間」という。）に ESCO サービス料を受託者に⽀払わなければならない。

1. 委託者は、⽀払期間内に ESCO サービス料を⽀払うことができないときは、⽀払期間満了の⽇の翌⽇から⽀払の⽇までの⽇数に応じ、当該未⽀払⾦額につき、年○○パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に⽀払うものとする。
2. 委託者は、第 2 項の規定により受理した請求書の内容の全部⼜は⼀部に瑕疵を発⾒したときは、その内容を明⽰して､当該請求書を受託者に返付することができる。この場合､当該返付した⽇から、受託者からの是正した請求書を受理した⽇までの期間は、⽀払期間に算⼊しないものとする。なお、請求書の内容の瑕疵が受託者の故意⼜は重⼤な過失によるときは､当該請求書の提出は無効とする。
3. 受託者は、第 1 項の規定にかかわらず､ESCO サービス開始⽇の属する年度以降､毎年度､各年度の開始

⽇から 3 か⽉を経過した後は 3 か⽉が経過する毎に、⽀払い基準額の１／４の範囲内の⾦額を、当該年度に係る ESCO サービス料の⼀部として、委託者に請求(以下「概算請求」という。)することができるものとする。

1. 受託者が前項の規定による請求を⾏ったときは､第 1 項の規定による請求の際､これを精算するものとし､同項に規定する請求⾦額は、同項の規定にかかわらず、ESCO サービス料から概算請求の額を控除した⾦額とする。ただし、受託者は､当該控除後の⾦額が負の値になったときは、同項の規定による請求を⾏わないこととし､委託者の請求に基づき概算請求の額から ESCO サービス料を控除した⾦額を委託者が別に指定する⽇までに委託者に返納しなければならない。

（損害賠償）

第 19 条 受託者は、事業の実施に関し、⾃⼰の責めに帰する理由により、委託者⼜は第三者に損害を与えたときは、委託者⼜は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他⾃

⼰の責めに帰することのできない理由により⽣じた損害についてはこの限りではない。

1. 委託者は、⾃⼰の責めに帰する⾃由により、ESCO に損害を与えたとき、及びその結果第三者に損害を与えたときは、受託者⼜は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他⾃⼰の責めに帰することのできない理由により⽣じた損害についてはこの限りではない。
2. 本条第 1 項及び 2 項に規定する損害のうち、委託者受託者双⽅に過失が認められる場合においては、委託者受託者共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費の負担割合は、委託者受 託者協議の上、これを定めるものとする。

（注）ESCO 設備の不調により、予定していた催し物の開催ができなくなった等の⼆次的損害については、基本的に ESCO 事業者が責を負うものではないが、条⽂に反映させる場合は、想定する損害を特定し、記述する。

（委託者の契約解除権）

第 20 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部⼜は⼀部を解除することができる。

* 1. 受託者が正当な理由なしに、この契約の履⾏に着⼿しないとき。
	2. 受託者の責めに帰する理由により、第 7 条第 1 項に規定する期間内に改修⼯事等を完了する⾒込みがないとき、⼜は第 2 条第 4 号に規定する契約期間内に受託者の ESCO サービスが開始される⾒込みがないことが明らかとなったとき。
	3. 受託者がこの契約に違反し、その違反によって契約の⽬的を達成することができないことが明らかになったとき。
	4. 受託者の責めに帰する理由によらない近隣住⺠からの要望、及び⾏政⼿続きの不備等により事業の継続が困難と判断されるとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、第 2 条第 3 号アに規定する契約⾦額の総

⽀払（限度）額（受託者が既に履⾏した部分に相当する⾦額を除く。）の 100 分の 5 に相当する⾦額を違約⾦として委託者に⽀払わなければならない。ただし前項第４号の理由によりこの契約が解除されたときはこの限りではない。

（受託者の契約解除権）

第 21 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部⼜は⼀部の解除をすることができる。

1. 委託者の都合により第 2 条第 2 号に規定する施設の運営停⽌あるいは⼤幅な改造等が⾏われ、これによって ESCO サービスの提供が著しく損なわれかつ、受託者に著しい損害が発⽣するとき。
2. 委託者の責めに帰する理由により、ESCO サービスの提供が不可能となったとき。
3. 委託者がこの契約に違反し、その違反によりESCO サービスの提供が不可能となったとき。

（委託者による契約解除後の処理）

第 22 条 第 21 条第 1 項の規定により、この契約が解除された場合、受託者は、委託者の選択により以下のいずれかの措置を講じなければならない。

1. 受託者は、設備等の所有権を委託者受託者両者の合意にもとづく⾦額で委託者に譲渡し、以降の設備等の運転管理を委託者に付託する。
2. 委託者の承諾を得た上で、ESCO サービスの履⾏が⼗分可能な新たな事業者に業務を引き継ぐ。
3. 受託者の負担により設備等を撤去し、履⾏場所を改修⼯事等前の原状に回復する。ただし、委託者が受託者に代わってこれを⾏ったときは、これに要した経費を受託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第 20 条第 1 項第 4 号の規定により契約を解除するときは、委託者は、 ESCO 設備をこの時点の価格で受託者から買い取ることを含め、事業を中⽌する部分に対し、委託者は、受託者が投資した経費を負担する。

（受託者による契約解除後の処理）

第 23 条 第 22 条第 1 号⼜は 2 号あるいは 3 号の規定により、この契約が解除された場合、委託者は、 ESCO 設備を契約が解除される時点の簿価に別に定める係数を乗じた価格で受託者から買い取るもの

とする。

2 受託者は、委託者が前項の措置を⾏った後、受託者にさらに損害が残るときは、委託者に対し、その賠償を求めることができる。

（契約の変更）

第 24 条 この契約締結後、当該施設の運営の⼀部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約の履⾏が著しく不適当となったと認められるときは、次のいずれかによることとする。

1. 委託者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、受託者は、受託者の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
2. 前号の場合であって、受託者に明らかな損害が発⽣する場合は、契約内容を変更し、さらに受託者に発⽣する損害を委託者が負担する。
3. 受託者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、委託者は、委託者の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
4. 前号の場合であって、委託者に明らかな損害が発⽣する場合は、契約内容を変更し、さらに委託者に発⽣する損害を受託者が負担する。
5. 委託者、受託者両者の責めに帰する理由、あるいは第三者の責めに帰する理由により契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、委託者受託者協議の上、契約⾦額その他の契約内容を変更することができる。
6. 天災等、受託者の責めによらない理由により、契約条件が著しく不適当となったと認められるときは、委託者受託者協議の上、契約⾦額その他の契約内容を変更することができる。

（契約の終了）

第 25 条 本契約は、契約締結⽇からその効⼒を⽣じ、第 2 条第 4 号に規定する契約期間が終了した⽇に終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、第 21 条に定めるほか、受託者の破産、⺠事再⽣⼿続開始、会社更⽣⼿続開始、会社整理開始、⼜は特別清算開始の申し⽴てがあったとき、その他銀⾏取引停⽌処分を受けたとき、この契約を終了させることができる。

（契約終了後の処理）

第 26 条 第 2 条第 4 号に規定する契約期間が終了したときは、委託者と受託者は設備の所有権について協議を⾏う。

2 前条 2 項の規定により終了したときは、各倒産処理法の規定に従うこととする。

（天災等不可抗⼒）

第 27 条 天災等の委託者⼜は受託者のいずれの責めに帰することのない理由によりこの契約に基づく義務を履⾏できない場合は、委託者受託者協議の上、次のいずれかによることとする。

1. 天災等不可抗⼒による状況が改善されるまで、遂⾏不能になった委託者⼜は受託者の義務を⼀時停⽌し､この契約を有効なものとして継続する。
2. 委託者⼜は受託者が他⽅に対しての義務を遂⾏することが不可能な事態においては、10 ⽇前までに委託者は受託者に受託者は委託者に通告を⾏った上で、契約を終了する。この場合委託者は、ESCO設備を契約を終了する時点の価格の 99 パーセントの⾦額で受託者から買い取るものとする。

（法令の遵守）

第 28 条 受託者は､労働基準法（ 昭和22 年法律第49 号）､労働安全衛⽣法（ 昭和 47 年法律第 57 号）､環境基本法（平成５年法律第 91 号）、⼤気汚染防⽌法（昭和 38 年法律第 97 号）その他関係法令を遵守するとともに、法令上、受託者が負うべきすべての責任を負う。

（紛争の解決）

第 29 条 この契約に関連する紛争が委託者受託者間に⽣じたときは、委託者及び受託者は、協議の上、調停⼈複数名を選任し､当該調停⼈のあっせん⼜は調停により解決を図る。この場合、紛争処理に要する費⽤については、委託者受託者協議して特別に定める場合を除き、調停⼈選任に係るものは、委託者受託者折半とし、その他の費⽤は、委託者受託者それぞれが負担する。

2 前項の規定によるあっせん⼜は調停により解決できない場合、⺠事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）

⼜は⺠事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）による訴えの提起⼜は調停の申し⽴ては､○○地⽅裁判所⼜は○○簡易裁判所を管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第 30 条 この契約に定めのない事項⼜はこの契約に関して疑義が⽣じたときは信義誠実の原則に従い、委託者受託者協議の上、これを定めるものとする。この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、

委託者受託者記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 ⽉ ⽇委託者

住所

⾃治体名代表者名

受託者住所 法⼈名

代表者名

⽤語集

1. 「ESCO サービス」とは、受託者が委託者に提供する改修⼯事の設計・施⼯､運転・維持管理､計測・検証､運転管理指針に基づく助⾔及び省エネルギーと光熱⽔費削減保証に対するパフォーマンス等 の契約期間中継続的に提供される省エネルギーサービスをいう。
2. 「改修⼯事」とは、ESCO サービスに必要とする委託者の施設等の改修⼯事をいう。
3. 「包括的エネルギー管理計画書」とは、ESCO サービスに必要とする委託者の施設の改修⼯事の仕様及び設計図書、施⼯図、施⼯スケジュール、許認可、省エネルギー効果、建設費、維持管理費、光熱⽔費の予定削減額、光熱⽔費の保証削減額、ESCO サービス料の⽀払額の計算⽅法、ベースライン及びその計算⽅法、ベースラインの調整⽅法、計測・検証⽅法、運転管理指針等、ESCO サービスに関する全ての計画を⽰す、書類をいう。

(4「) ESCO 設備」とは、ESCO サービスに必要とする受託者が設置する設備及びシステム開発をいう。

(5)「運転管理指針」とは、ESCO 設備の運転管理⽅法及び、当該施設のエネルギー消費並びに⽤⽔費

の変動に関連する ESCO 設備以外の当該施設に設置されている設備の運転管理⽅法を⽰したもの。 (6)「ベースライン」とは、ESCO サービスによる削減対象とする 1 年間の光熱⽔費の基準額という。 (7)「光熱⽔費予定額」とは、設計時に予定する光熱⽔費の削減額で、（エネルギー消費の削減量×エネルギー価格＋⽤⽔削減量×⽤⽔価格＋エネルギーの契約⾦額の削減額＋管理費の削減額）で計算され

るもの。

1. 「削減保証額」とは、上記光熱⽔費削減予定額のうち受託者が削減を保証する額をいう。
2. 「ESCO サービス料」とは、委託者が受託者に⽀払う 1 年度分の⾦額をいう。
3. 「不可抗⼒」とは、暴⾵、豪⾬、洪⽔、⾼潮、地滑り、落盤、地震、⽕災、有毒ガスの発⽣、その他⾃然災害若しくは騒乱、暴動、戦争その他⼈為的な現象であって、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰さないものをいう。